

北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業実施要綱

令和元年7月30日 北秋田市告示第99号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北秋田市市税条例第69条第1項第4号の規定による地域住民のための「雪寄せ場」として自治会等は無償で貸付けしている土地の翌年度固定資産税の一部減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等小規模雪寄せ場 地域住民が除雪した雪を堆積する土地をいう。
- (2) 自治会等 住民により自主的に組織された自治会及び町内会（商工業の振興を目的として組織された団体を除く。）をいう。

(減免対象雪寄せ場)

第3条 固定資産税の減免対象となる自治会等小規模雪寄せ場（以下「雪寄せ場」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 固定資産税の課税地目が宅地又は雑種地であること。（田畑、山林原野等は対象外）
- (2) 自治会等と無償貸借契約を締結していること。
- (3) 使用期間が冬期間（12月から翌年3月まで）であること。
- (4) 使用期間内は、他の用途で使用しないこと。
- (5) 使用する際に通行する通路が公道又は通行に制限がない土地であること。
- (6) 雪寄せ場としての申請面積は、原則500㎡を超えないものとする。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める基準を満たしていること。

(設置確認願)

第4条 雪寄せ場を設置しようとする自治会等は、土地所有者と協議後、事前確認願（様

式第1号)に次の各号の書類を添付し、使用開始する14日前までに市長へ申請するものとする。

- (1) 土地使用貸借契約書の写し
- (2) 同意書(様式第4号)
- (3) 案内図(場所のわかるもの)
- (4) 位置図(地番のわかるもの)
- (5) 一地番の一部を使っている場合は、その面積がわかるもの(測量図等)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は申請内容を事前確認し、確認結果を事前確認通知書(様式第2号)にて通知するものとする。

3 前項の通知で可とされた自治会等は設置確認願(申請)(様式第3号)を、使用開始する前日までの間に市長に届け出しなければならない。

4 設置確認願を提出した後、申請年度の1月1日までに土地所有者が変更となった場合、自治会等は速やかに市長に届け出なければならない。

5 土地所有者が変更となり、新たに納税義務者となった者が、土地の使用貸借を認めない場合は、雪寄せ場を使用した期間に限り減免の対象とし、自治会等が無償使用する雪寄せ場設置確認願(変更届出)(様式第6号)を提出しなければならない。

(設置確認通知)

第5条 市長は、前条に規定する設置確認願の提出があったときは、雪寄せ場の設置確認通知(様式第5号)により、土地所有者に通知するものとし、受領後、土地所有者は自治会等へ連絡し、使用に関する協議をして雪寄せ場を使用する。

(減免申請)

第6条 雪寄せ場の土地所有者は、北秋田市市税条例第69条第4項に規定する市税の減免に関する申請書に前条の規定による通知の写しを添えて、当該通知のあった年度の翌年度の第1期納期限までに市長に提出しなければならない。

(固定資産税減免額)

第7条 貸付期間は12月1日から翌年3月31日までの間とし、固定資産税の減免割合は、事業に利用した月数(1箇月に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。)に応じて翌年度の固定資産税額を減免する。

(立入調査等)

第8条 市長は、雪寄せ場について、利用状況の調査等のため必要に応じて市の職員を立ち入らせることが出来るものとする。

(補則)

第9条 この要綱並びに、「北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業の注意事項」並びに「北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業の申請手引き」に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月30日から施行する。

(設置確認願に関する経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和元年度までの間、第4条中「10月31日まで」とあるのは、「11月30日まで」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業実施要綱(令和元年7月30日施行。以下「要綱」という。)第9条の規定に基づき、雪寄せ場の減免事務手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱の例による。

(減免対象雪寄せ場の基準)

第3条 要綱第3条第7号に規定する基準は次の各号による。

- (1) 道路との高低差が著しく、雪寄せ場としての使用に適さないと認められる土地でないこと。
- (2) 雪寄せ場設置箇所数は、各自治会等に2箇所までとする。ただし自治会等の規模により3箇所以上が必要と認められる場合はこの限りでない。
- (3) 雪寄せ場として明らかに使用に適さないと認められる土地でないこと。
- (4) 雪寄せ場を設置しようとする土地の道路沿いの近隣に、既に雪寄せ場として利用出来る市有地又は自治会等所有敷地がある場合は、雪寄せ場設置箇所数に含むものとし、減免対象とはならない。

(設置確認に係る添付書類)

第4条 要綱第4条第1項第6号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 納税義務者と土地所有者が異なる場合は、その関係が分かる書類。
- (2) 私有地を通行する場合はその通行に制限がないことを証する書類。

(土地所有者の変更に伴う取扱い)

附 則

この要領は、令和元年7月30日から施行する。